

# 東京海上日動火災保険(株)の横暴をただし、 労働者の権利を守る公正判決を求める要請書

私たちは、佐藤修二氏はじめ全損保日動外勤支部組合員が、東京海上日動火災保険株式会社(以下、会社)を相手取り、契約係従業員としての地位確認を請求した「平成 18 年(ワ)2001 号事件」に重大な関心をもっています。裁判の場で会社は、経済合理性に基づく判断は企業の専決事項であり、裁判所といえども従えと言わんばかりの主張をしています。市場原理に司法も平伏せよという横暴さであり、このような論理が通れば、労働者の権利破壊にまったく歯止めがきかなくなります。まさに、この裁判は、我が国の労働者の人生を大きく左右する重要なものとなっています。

については、貴裁判所が、憲法、労働法に基づいて労働者の権利を守る観点に立ち、会社の横暴をただし、原告を勝訴させる判決を下されるよう要請いたします。

東京地方裁判所

民事第 3 6 部合議 B 係

裁判長 難波 孝一 殿

裁判官 福島 政幸 殿

裁判官 別所 卓郎 殿

2007 年 月 日

(住所)

(団体名)

(代表者名)